

福山市「食」の自立支援事業（配食サービス） 申請・利用マニュアル

【代行申請者用】

安否
確認



栄養
改善

福山市 長寿社会応援部 高齢者支援課

- 【代行申請者】
- 地域包括支援センター（以下、「包括」）
 - 居宅介護支援事業所（以下、「居宅」）
 - 小規模多機能型居宅介護（以下、「小規模」）

1. はじめに（目的）

栄養改善が必要な在宅の高齢者等に対し、訪問により定期的に食事を提供するとともに、安否の確認をすることにより、健康で自立した生活が送れるよう支援することを目的とする。（実施要綱第1条「目的」）

2. 「食」の自立支援事業（配食サービス）についておさえるべきポイント

- (1) 栄養改善と安否確認の両方の必要性があることが条件。
- (2) 「普通食」又は「特別食」であり、治療食ではない。
- (3) 食事の配達は、配食事業者から利用者本人への手渡しにより行う。
- (4) 配達の日時指定はできない。
- (5) 申請から開始まで、1～2週間程度かかる。

- (1) 栄養改善と安否確認の両方の必要性があることが条件
 栄養改善、安否確認が必要な理由を、福山市介護予防・生活支援サービス計画（ケアマネジメントC）に生活課題として記載すること。
- (2) 「普通食」又は「特別食」であり、治療食ではない。
 医師の指示のもとに、個別に栄養素を調整することはできない。主治医等に確認の上、申請（利用）すること。また、医師が作成する情報提供書にその旨が記載されていることを確認すること。
- (3) 食事の配達は、配食事業者から利用者本人への手渡しにより行う。
 安否確認のために、食事を直接手渡しできることが原則必須。やむを得ない事情により、手渡しできない日(※)については、配食事業者に事前の連絡が必要。 (※) 頻回又は通常化する場合は不可
- (4) 配達の日時指定はできない。
 配達ルート进行调整するに当たり、細かい配達時間を利用者毎に指定することはできない。
- (5) 申請から開始まで、1～2週間程度かかる。
 利用開始には、市役所へ書類を提出した後、審査・決定には1～2週間ほどの時間が必要。新規申請の場合、申請書の提出日よりさかのぼって決定することはできない。

3. 対象者

（実施要綱第3条「対象者」）

	対 象	※ 対象外の例
年齢	65歳以上の高齢者	
暮らし	在宅：一人暮らし又は高齢者のみの世帯等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退院予定の無い入院中の患者 ・ 介護保険施設等の入所者 ※ 65歳未満の家族との同居（同一敷地内）は原則不可
認定等	区分1：事業対象者 区分2：要支援認定者 区分3：要介護認定者	介護認定の新規申請中の者（認定がおりてから申請すること）
対象要件	栄養改善かつ安否確認の必要性が認められる者	栄養改善が不要又は安否確認が行える状況にあるもの ⇒ 一人暮らし又は高齢者のみの世帯等であっても、家族や知人、他サービス提供事業所により安否確認が行える状況にある者は対象外。（安否確認は昼夜問わない）

参考：区分4…障がい者が必要と認められる者（障がい福祉課で審査・決定）

65歳未満の家族との同居について

65歳未満の家族との同居（同一敷地内）は原則不可である。

- ・同居の状況は、居住実態により判断。
 - ・同居人が区分4に該当する者（障がい福祉課での配食サービスの対象者）である場合で、その同居人が高齢者の食事の準備をすることが難しい場合は、配食サービスの対象者となる。
- ⇒申請に当たっては事前に障がい福祉課へ該当するか確認し、その旨を申請書に記載すること。

4. 利用回数

- 1日1食（昼食又は夕食）
- 月曜日から日曜日のうち週5食まで利用可

《2024年度からの変更点》

新型コロナウイルス感染症対策関連事業の終了に伴い利用回数を週7食から週5食に変更

5. 食事について

（1）食事の種類（配食事業者へ相談し調整すること）

- 献立作成：献立は、配食事業者が手配する管理栄養士又は栄養士等が担当。
- 普通食：主食と主菜及び副菜のセットを基本とする。（配食サービスによる主食の摂取量を調整することを希望する場合、利用者の1食当たりの栄養量を確認したうえで行うこと。）
利用者の希望に応じて、主食はお粥、副食はきざみに対応可能。
- 特別食：エネルギー量、たんぱく質量、食塩相当量等を調整したもの。
※治療目的の食事ではない。

（2）受け渡し方法

- 原則、食事の受け渡しは、安否確認のため、利用者本人への直接手渡しで行う。
- 配達する配食事業者は、身分を証明するものを携帯し、利用者又はその家族等から請求があったときには、これを提示する。

【やむを得ない事情により直接手渡しができない場合】

事前に配食事業者と取り決めた方法で受け渡しを行うことが可能であるが、利用者本人の安否確認を行わない渡し方が、頻回又は通常化する場合は不可。

【受け渡し方法として認められない例】

- ・ヘルパー等、利用者本人以外の者が受け取る場合
- ・玄関先に置くのみであって、利用者本人の安否確認を行わない場合 等

6. 安否確認について

手渡しで食事を渡すことで安否確認を行う。不在等により安否確認が取れない場合、配食事業者より担当の包括等や緊急連絡先、高齢者支援課等へ連絡が入る。（本人の体調不良等を把握した場合は、緊急対応を行う）

7. 利用開始後の対応について

- (1) 定期的に心身の状況、その置かれている環境、家族等の希望等の情報を収集、分析をし、配食事業者等と連携を図り、「食」の自立の観点から食関連サービスの利用調整を行うこと。
- (2) 食関連サービスの実施状況及び利用者の状態等を定期的に確認したときは、その内容について、市に報告し、配食事業者へ情報提供を行うこと。 (実施要綱第12条「代行申請者の責務」)

【留意点】 (要綱第10条「配食サービス利用の廃止」)
 3か月以上**継続して利用がない**場合は、**廃止**となります。
 (利用者及びケアマネジャーへの事前連絡は行いません。)

申請手続きの流れ

1. 介護予防ケアマネジメントを行う

- (1) 「福山市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防ケアマネジメントマニュアル」に基づき行う。
 ※区分3の要介護認定者も同様
- (2) 生活課題を抽出し、栄養改善と安否確認に課題がある場合、配食サービスの利用につなぐ。

2. 配食事業者を決める

配達区域、食事の内容、利用者の状態等について、配食事業者と情報の確認を行う。

※申請前に、配食事業者へ確認を行うこと。

※必ずしも申請した内容で決定するとは限らないことを、利用希望者や家族等へ説明すること。
 (申請後、市が審査・決定する)

3. 手続きの準備

- (1) 代行申請者(申請手続きにかかる準備等含む)の担当ケアマネが手続きを行う。

【代行申請者】 ●地域包括支援センター (以下、「包括」) ●居宅介護支援事業所 (以下、「居宅」) ●小規模多機能型居宅介護 (以下、「小規模」)	※利用者や家族等からの直接の提出は不可。
---	----------------------

- (2) 必要書類

手続き	必要書類	備考
新規	福山市配食サービス 新規 利用申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者基本情報は、本マニュアルの様式に限らない ・原紙のコピーによる提出可 ・「栄養改善・安否確認」の必要性が記載されていることが必須 ・予防給付・ケアマネジメントA・ケアマネジメントBの利用者については、現在のケアプランに加筆 ・ケアマネジメントCの新規利用者については、新規作成する ・利用者の同意が必要
	利用者基本情報	
	介護予防サービス・支援計画書	

	高齢者・障がい者保健福祉サービス情報提供書	<ul style="list-style-type: none"> ・複写の〔福山市保管〕を提出 ・包括のみに冊子を配布しているため、原紙は包括から受け取ることも。もしくは、市役所の窓口まで取りに来ること。
変更・廃止	福山市配食サービス利用変更（廃止）申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・利用回数・曜日・時間帯（昼食から夕食へ変更など）・配食事業者・配達先・緊急連絡先等を変更する場合 ・施設入所・転出・死亡等により、配食サービスの利用を終了する場合 <p style="text-align: right;">※すみやかに変更（廃止）申請書を提出すること。</p>

変更・廃止の手続き等について

- 他サービスの利用開始や家族の引越し等により、安否確認が行える状況となった場合は、対象外となる（安否確認は昼夜問わない）ため、変更（廃止）手続きを行うこと。
- 定期的に利用者の状態等を確認し、栄養状態に変更があった場合は、状況に応じて利用回数等を見直し、変更（廃止）手続きを行うこと。

《2024年度からの変更点》

●申請書の様式について

※2024年4月1日から様式を変更しているため、そちらの様式を使用してください（高齢者支援課ホームページからダウンロード可）

●変更手続きについて

認定更新・区分変更により、介護認定が変更され、配食サービスの区分が変更となる場合については、変更申請の手続きを不要とする。

(3) 緊急連絡先

- 申請書には、利用者（対象者）1人につき、2人の緊急連絡先を記入すること。
- 内1人は市内の連絡先とすること。（代行申請者の連絡先でも可）

4. 書類を窓口へ提出

(1) 事前確認

申請前に、配食事業者へ確認を行うこと。また、申請書の「地域包括支援センター」の記入欄に担当エリアの包括名を記入すること。（居宅・小規模が代行申請を行う場合も記入すること）

(2) 提出先

区分	提出先（所管課）	備考
区分1～3	高齢者支援課	提出は、各支所保健福祉課（担当）でも可。 ⇒受付した課で審査・決定
区分4	障がい福祉課	

5. 市からの決定通知

- (1) 決定通知に、「決定日」が記載されており、その決定日から、市の配食サービスの利用が可能。決定日より前に利用があった場合は、自費での利用となる。
- (2) 通知は、利用者と配食事業者に郵送する。（変更・廃止の場合を含む）本人以外の送付先を指定することも可能。

Q&A

《対象者》

Q1. 65歳未満の要支援・要介護認定者は対象になるか？

- A. 対象となりません。ただし、身体障がい者手帳等を所持している場合、障がい福祉課での配食サービスの対象となる場合がありますので、障がい福祉課へご相談ください。

Q2. 65歳未満の同居人がいる場合は対象となるのか？

- A. 対象となりません。ただし、同居人が障がい福祉課での配食サービスの対象者（対象になるかどうかは、障がい福祉課に確認してください）である場合で、その同居人が高齢者の食事の準備をすることが難しい場合は、配食サービスの対象者となります。

Q3. 実施要綱（対象者）第3条（1）の『これに準ずる世帯』には、どのような世帯が該当か？

- A. （1）64歳以下の同居者が障がい者手帳を保持しており、高齢者の食事の準備をすることが難しい場合（Q2 参照）
（2）64歳以下の同居者が介護保険第二号被保険者であり、高齢者の食事の準備をすることが難しい場合

Q4. 65歳未満の同居人がいるが、日中家にいない場合は対象になるか？ （いわゆる、日中独居）

- A. 安否の確認をしてくれる人がいる以上、対象となりません。
世帯分離をしても同様の考え方です。

Q5. 一人暮らしであるが同一敷地内に65歳未満の親族がいる場合は対象となるか？

- A. 対象となりません。同一敷地内とは、道路や塀などで仕切られていない同一の敷地をいいます。
居住実態により、判定します。

Q6. 親族等が毎日泊まりに来ている場合は対象になるか？

- A. 同居相当（Q3と同じ状況といえる）ため、対象となりません。

Q7. 住民票は65歳未満の親族との同居だが、実際は住民票とは別住所に住んでおり、高齢者が独居の場合対象となるか？

- A. 代行申請者により、高齢者が独居であると確認ができていれば対象となります。（居住実態により判定）ただし、同居を再開する場合は、速やかに廃止の手続きをお願いします。

Q8. 利用者が、現在認定新規申請中（もしくは更新中）なのだが、利用可能か？

- A. 認定がある状態で、利用ができます。新規申請中の場合、認定がおりてから申請してください。認定期間がさかのぼって降りたとしても、配食サービスはさかのぼっての利用はできません。また、認定更新中の場合は、現時点の認定で申し込みをしてください。

Q9. 現在入院中だが、配食サービスの利用は可能か？

- A. 退院後できるだけ早く配食を利用したい方は、退院日が確定した場合に限りその1週間前から申請を受付けます。

●**注意事項** 本人や関係者から同居等の家族状況、近所の支援が無いかなど聴取し、配食サービスの利用の必要性について十分検討したうえで利用申請を行ってください。

《サービス内容》

Q1. 2週間前から配食サービスを自費で利用している。本日、市の配食サービスの申請をするので、さかのぼって決定してもらうことは可能か？

A. 申請を受け付けた日以降、審査を経て決定になります。

Q2. 土日や祝日、年末年始等も対象か？

A. 対象です。ただし、配食事業者が対応している場合に限りませので、事前に配食事業者へ確認してください。なお、市の配食サービスでは、複数の配食事業者を利用することはできません。

Q3. 治療食を利用したい。特別食で対応可能か？

A. 特別食は各事業者が独自に基準栄養素を設定した食事であり、治療目的の食事ではありません。医師に相談してください。

《ケアプランについて》

Q1. 要支援認定者について、現在福祉用具を使い、予防のケアプランを用いている。ケアプランは福山市のCを新規で立てる必要があるか？

A. 福祉用具の利用で立てたケアプランに加筆してください。

Q2. 要介護認定者について、ケアプランは福山市の総合事業のCを立てる必要があるか？また、他のサービスを全く利用していない要介護認定者は、利用できるか？

A. (1) 既に利用しているサービスがある場合は介護のケアプランに加筆してください。
(2) 他のサービス利用がない場合でも、配食サービスの利用要件に合えば、利用は可能ですが、新規でケアプランを作成する必要があります。この場合、プラン料は発生しません。

《高齢者・障がい者保健福祉サービス情報提供書について》

Q1. [3治療食の必要性] の項目で [aあり] に印がついている。特別食で対応可能か？

A. [5配食サービスの利用] の項目で [a利用してもよい] に印があるか確認をしてください。
[b治療食が必要なため利用は不相当] に記載がある場合、配食サービスは利用できません。

Q2. 医療機関で、この書類は保険点数に当てはまるか？

A. 情報提供書の下部、[◆注意点] に [3 この情報の提供は、所定の保険点数により処理をお願いします (情報提供料 I)。] のとおり、処理してください。

Q3. 情報提供書の日付が、提出日の半年前のものである。本人の状態は、半年前から

変わっていない。受け付けてもらえるか？

- A. 半年前のものは望ましくありません。2～3か月前のものであれば可能です。